

始まります!

申告相談日程表

地区ごとに指定した日程・会場にできるだけお越しください

申告受付日程と会場が、合併以前と変わっていますのでご注意ください。また混み合う場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。



	津山地域			加茂地域	阿波地域	勝北地域	
	市役所 2階大会議室 (午前9時～午後4時)	公民館など (午前9時30分～午後4時)		加茂支所会議室 (午前9時～午後4時)	阿波支所会議室 (午前9時～午後4時)	公民館など (午前9時～午後4時) ※3月2日は午前10時～午後2時	
	対象地区	対象地区	会場	対象地区	対象地区	対象地区	会場
2月16日(木)	川崎、野介代	神庭、滝尾	清泉公民館			新野山形	勝北公民館
17日(金)	林田	田邑	田邑公民館			安井、日本原	
18日(土)							
19日(日)							
20日(月)	城東、城南、中央、鶴城	成名	成名公民館			新野東	勝北公民館
21日(火)	城北、城西(小田中除く)	高倉	高倉公民館			大吉、坂上	
22日(水)	小田中	院庄	院庄公民館			市場、西上	
23日(木)	上河原、北園町、総社	佐良山	佐良山農業研修施設			西中、下野田	
24日(金)	山北	河辺	河辺農業研修施設			上村、大岩	
25日(土)							
26日(日)	市内全域						
27日(月)	小原	広野	広野公民館	※「加茂町」は略		西下、上野田	保健福祉センター
28日(火)	志戸部、勝部、粉保	一宮	一宮公民館	物見、河井、山下、知和		杉宮、中村	
3月1日(水)	紫保井、大田、沼、弥生町	高野	高野公民館	青柳		原	
2日(木)	二宮、福岡、福南	大崎	大崎公民館	塔中、齋野谷		奥津川	奥津川集会所※
3日(金)	市内全域	高田	高田公民館	小中原、戸賀		支所管内全域	保健福祉センター
4日(土)							
5日(日)							
6日(月)	市内全域			黒木、倉見、宇野、原口	下沢、西谷		
7日(火)				行重、樽井、百々	大畑		
8日(水)				中原、成安	中土居、大高下		
9日(木)				公郷	尾所、大杉、竹之下		
10日(金)				下津川、桑原、小淵	支所管内全域		
11日(土)							
12日(日)							
13日(月)	市内全域			支所管内全域	支所管内全域	支所管内全域	保健福祉センター
14日(火)							
15日(水)							

「合併の記録」 発行

昨年2月28日の新生津山市誕生に関する報告書が完成しました。合併協議会の経過や式典などのようすが193ページにまとめられています。市内すべての公民館と図書館でご覧いただけます。 **問い合わせ先: 地域振興政策審議室 32-2032**

税金の申告

申告期間 / 2月16日(木)～3月15日(水)

昨年（平成17年1月1日～12月31日）の収入を対象とした所得税の確定申告と市県民税の申告受付が始まります。所得が給与または公的・退職年金だけの人は申告は不要ですが、各種控除を受けようとする人は申告してください。

久米地域	
対象地区	会場
久米支所会議室・倭文コミュニティセンター (午前9時～午後4時)	
戸脇、桑下、八社	倭文コミュニティセンター
桑上、福田下、油木下	
油木上、油木北	倭文コミュニティセンター
里公文、里公文上	
中北上、宮部上	久米支所
宮部下	
中北下	
南方中	久米支所
久米川南	
一色、神代	
坪井下	
坪井上	
領家	久米支所
宮尾	
支所管内全域	

市県民税の申告

昨年の所得に対して、平成18年度の税金を正しく計算するためのものです。

- 営業・農業などの事業を営んでいる人、または地代・家賃・配当・不動産の売却などの所得がある人で所得税がかからない人
- 給与所得者（サラリーマン）で給与支払報告書（源泉徴収票）が市役所へ提出されない人
- 雑損控除、医療費控除などの控除を受けようとする人

所得税の申告

昨年の所得に対する税金を精算する大切な手続きです。

- 所得金額の合計が所得控除合計額を超える人で
 - ・商業、工業、医業、農業などを営んでいる人
 - ・地代・家賃・配当・不動産売却などで所得のある人
- 給与所得者（サラリーマン）で
 - ・給与所得が2,000万円を超える人
 - ・給与以外の所得が20万円を超える人
 - ・2か所以上から給与をもらっている人

申告の必要がある人

申告場所

問い合わせ先

市では各地域で申告相談を行います。申告する人の住所によって異なりますので、左の表でご確認ください。

津山税務署（田町）☎22 - 3147
※期間中の土・日曜日は休みです

年金収入のみの人対象

出張申告相談

とき 2月3日(金)・7日(火)・8日(水)
ところ 市役所 2階大会議室

課税課 ☎32 - 2015

申告に必要なもの

- ◎印鑑 ◎給与所得者・公的年金受給者は源泉徴収票 ◎申告書用紙（送付された人のみ）
- ◎各種控除を受ける人はその関係書類
 - ・医療費控除 支払った医療費の領収（明細）書、保険などで補てんされる金額の明細書
 - ・社会・生命・損害保険料控除 支払った保険料の証明書や領収書
 - ・住宅取得控除 登記簿謄本、住民票の写し、売買契約書、住宅取得資金借入金の年末残高証明書

所得税の還付申告をする人へ

給与所得や年金所得の人が次の場合、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

- ①住宅取得控除を受ける
 - ②医療費控除を受ける
 - ③年の途中で退職し再就職していないなど
- この申告は1月から津山税務署で受け付けています。

農業所得の申告をする人へ

収支計算による申告となっています。収入（販売金額・自家消費分）や経費を項目別（種苗代・肥料代・農薬代・諸材料費など）に計算してきてください。

医療費控除の申告をする人へ

平成17年中に支払った医療費の領収書・保険金や高額療養費などの給付額が必要となります。計算してきてください。

詳しくはお問い合わせください

おわびと訂正

広報つやま12月号「つやまごよみ」の「津山圏域工業会改善活動発表会」の開催日に誤りがありました。正しくは12月18日でした。おわびして訂正します。